（法第十二条第一項第一号ロの環境省令で定める要件）

第四十九条の五　法第十二条第一項第一号ロの環境省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の工業専用地域（港湾法第三十九条の規定により指定された分区であって、同法第四十条の条例により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二（わ）に掲げる建築物を建設することができることが定められている区域を除く。）又は港湾法第三十九条第三項の工業港区（都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域である区域を除く。）であって、同法第四十条の条例により建築基準法第四十八条第十三項に定める同法別表第二（わ）に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域（以下「工業専用地域等」という。）であること。

二　施行管理方針の確認に係る土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと。

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第五十条　法第十二条第一項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一　次のいずれにも該当しない行為

イ～ハ　（略）

ニ　他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に一の形質変更時要届出区域の間において、他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。

ホ　自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること。

二　土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。

イ　基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

ロ　掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

三　土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

（新規）

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第五十条　法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一　次のいずれにも該当しない行為

イ～ハ　（略）

（新規）

（新規）

二　土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの